

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

JUNE 10TH 2020

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2020 年都市ビジネス魅力度ランキング 「新一線都市」に合肥市・仏山市ランクイン

【貿易・投資】

- 「海南自由貿易港建設全体方案」発表 関税免除、法人税 15%に
- 5 月の貿易統計 輸出は前年同月比▲3.3% 輸入は同▲16.7%

【金融・為替】

- 5 月の外貨準備高 2 ヶ月連続で増加

■ RMB REVIEW

- 緊張と弛緩

■ EXPERT VIEW

- 2019 年度 中国個人所得税 確定申告の手引

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2020年都市ビジネス魅力度ランキング「新一線都市」に合肥市・仏山市ランクイン

中国のメディア大手の第一財經傘下の新一線都市研究所は5月29日、「2020年度中国都市ビジネス魅力度ランキング」を発表した。同ランキングは「ビジネス資源の集積度」「交通ハブの機能性」「市民の活性度」「生活様式の多様性」「将来性」の5つの評価項目から、337都市を一線、新一線、二線、三線、四線、五線都市にランキングするもので、2016年から毎年発表されている。

今年のランキングのトップは北京市で、ほか上海市、広州市、深圳市が一線都市に入り、続いて今後成長のポテンシャルが高い都市として15都市が「新一線都市」に選ばれ、今年初めて合肥市(安徽省)と仏山市(広東省)がランクインした(図表1)。

【図表1】2020年中国都市ビジネス魅力度ランキング(総合)

一線都市(4都市)	
1:北京、2:上海、3:広州、4:深圳	
新一線都市(15都市)	
1:成都、2:重慶、3:杭州、4:武漢、5:西安、6:天津、7:蘇州、8:南京 9:鄭州、10:長沙、11:東莞、12:瀋陽、13:青島、14:合肥、15:仏山	
二線都市(30都市)	
1:寧波、2:昆明、3:福州、4:無錫、5:廈門、6:濟南、7:大連、8:ハルビン 9:温州、10:石家荘、11:泉州、12:南寧、13:長春、14:南昌、15:貴陽 16:金華、17:常州、18:惠州、19:嘉興、20:南通、21:徐州、22:太原、23:珠海 24:中山、25:保定、26:蘭州、27:台州、28:紹興、29:煙台、30:廊坊	
三線都市(70都市)・四線都市(90都市)・五線都市(128都市) (略)	

(出所) 第一財經「2020年中国都市ビジネス魅力度ランキング」を基に作成

【図表2】新一線都市/項目別ビジネス魅力度ランキング(上位5都市)

順位	ビジネス資源の集積度	交通ハブの機能性	市民の活性度	生活様式の多様性	将来性
1	成都	西安	成都	成都	杭州
2	重慶	成都	杭州	重慶	成都
3	杭州	重慶	重慶	武漢	天津
4	西安	武漢	蘇州	杭州	重慶
5	武漢	杭州	武漢	西安	南京

(出所) 第一財經「2020年中国都市ビジネス魅力度ランキング」を基に作成

新一線都市の中のランキングでは、成都市が5年連続でトップを占め、2位から4位までの重慶市、杭州市、武漢市のいずれも4年連続で上位4位にランクされ、安定的な評価を得ている。5位の西安市を含めると、内陸部の都市の存在感が高まっていることが窺える。武漢市については、今回のランキングが2019年の状況に基づくもので、新型コロナウイルス感染の影響は評価に反映されていないが、高速鉄道などのインフラの発達により交通ハブとして高く評価されたことが逆に感染拡大に繋がる一因になったと指摘した(図表1・2)。

新一線都市のうち、合肥市は大卒者が市内に残る率が高く、流入人口も多い特徴があり、仏山市は「広仏同城」(広州市と仏山市の行政の壁をなくし、広仏都市圏を建設するプロジェクト)や粵港澳大湾区(広東省・香港・マカオグレーターベイエリア)の推進で流入人口とイノベーション企業の進出が増加していることがランクインに繋がった。一方、今回、寧波市(浙江省)と昆明市(雲南省)は新一線都市から外れた(図表1)。

【貿易・投資】

◆「海南自由貿易港建設全体方案」発表 関税免除、法人税15%に

中国共産党中央委員会と国務院は1日、「海南自由貿易港建設全体方案」(建設案)を発表した。建設案は、海南省全地域を自由貿易港に認定し、2025年までに初歩的な制度インフラを整備し、2035年までに制度の全面実施を目指すもの。「6つの利便化」、「近代的産業体系の構築」、「4つの制度構築」から成り、具体的には、輸入製品の原則ゼロ関税、企業所得税の15%への引き下げ、ビジネス目的のビザ緩和などが盛り込まれている。

習近平国家主席は、2018年4月に、海南省経済特区設立30周年記念大会で、海南省に自由貿易試験区と自由貿易港を設立する計画を発表し、同年10月には自由貿易試験区が認可された。今回の措置はこれに続く

もので、海南自由貿易区を今世紀半ばまでに国際的に影響力のあるハイレベルの開放区とすることを目指していると言う。

「6つの利便化」概要

1. 貿易の利便化
<ul style="list-style-type: none"> －「一線(国境)」の開放 禁止・制限物品以外の貨物移動の原則自由化、ゼロ関税の実施。 －「二線(自由貿易港と域内他区域との境界線)」の厳格管理 域内他地域への貨物移動は原則関税、増値税等を課税。但し、奨励産業に対し、同省内の原材料のみで生産した製品や加工付加価値が3割を超える製品は関税のみ免除。 －経営の自由 中継貨物の税関手続きの簡素化、貨物保管場所・期限の自由化。 －サービス貿易の自由化促進 サービス貿易のネガティブリスト制度の実施。
2. 投資の利便化
<ul style="list-style-type: none"> －投資の届け出、即参入制度の実施 ネガティブリスト以外の投資分野で、企業が条件に合致、関連届出手続きを履行すれば、直ちに経営活動が可能。 －投資制度の改善 企業の新規設立から市場退出までの行政手続きの簡素化。 －平等な競争環境づくりと財産権保護の強化 内資・外資の同一扱い、知的財産権管理におけるブロックチェーン技術の応用。
3. クロスボーダー資金移動の利便化
<ul style="list-style-type: none"> －マルチ機能を有する自由貿易口座管理制度の確立。 －クロスボーダー貿易・投資の資金移動の利便化 貿易決済書類に対する銀行真实性審査の事後管理への変更、中継貿易決済の管理改善、適格域外有限責任組合(QFLP)と適格域内有限責任組合(QDLP)制度の試行。 －金融業の対外開放の拡大 国際エネルギー、海運、財産権、株式などの取引所の建設支援。 －金融イノベーションの加速 住宅貸付金融業務の刷新、不動産投資信託ファンド(REIT)の発展支援。
4. 人材往来の利便化
<ul style="list-style-type: none"> －外国人高度人材の出入国手続きの利便化 外国人就労ビザのネガティブリスト管理の実施、外国人の国有企業法定代表者への就任許可。 －短期滞在ビザ免除の適用範囲の更なる拡大。
5. 運輸の利便化
<ul style="list-style-type: none"> －海運・空運管理制度の更なる開放、洋浦港に国際船籍港建設。 －運送管理サービスの向上、船舶・航空機の融資サービスの改善。
6. 安全的なデータ移動
<ul style="list-style-type: none"> －情報通信業務の段階的な開放 付加価値電信業務の外資出資制限の段階的な撤廃、オンラインデータ処理業務のサービス提供範囲の拡大、基礎電信業務の段階的開放。

「近代的産業体制の構築」概要

1. 観光業の発展促進

－国際観光消費センターの建設、観光産業と文化スポーツ、健康医療、介護産業との融和的な発展、「博鳌楽城国際医療観光先行区」のレベルアップ、国際クルーズ船観光試験区の建設。

2. 近代的サービス業の発展促進

－海運・物流サービス、中継貿易、国際展示会、理工・農業・医学の国際教育等の産業発展の促進。

3. ハイテク産業の発展促進

－水稲耕作育成を中心とするハイテク農業、深海開発研究を中心とする海洋経済、衛星打ち上げを中心とする宇宙産業に焦点に支援。

「4つの制度構築」概要

1. 税制

－ゼロ関税の段階的な導入

①2025年までに、一部輸入商品に導入

- ・自家用生産設備の輸入に対し、ネガティブリスト方式によるゼロ関税。
- ・省内交通に使用される乗り物、原材料調達先と加工品販売先がいずれも域外の場合の生産・加工に使用される原材料、省内居住者が消費する商品の輸入に対し、ポジティブリスト方式によるゼロ関税。
- ・離島免税ショッピング限度額の引き上げ(年間3万元から10万元)、免税商品対象品目の拡大。

②2035年までに、原則全輸入商品に導入(一部課税商品を除く)。

－低所得税率の適用

- ①法人所得税の15%への引き下げ(奨励産業に対し、2020年6月1日より実施)。
- ②個人所得税の3%、10%、15%の3段階の累進税率の適用。

－簡易税制の構築

2. 社会統治制度

－政府機構改革、政府機能の改善による近代的社會統治システムの形成。

3. 法治制度

－「海南自由貿易港法」を基礎とし、地方法規と商事紛争解決制度で構成する法律体系の確立。

4. リスク防止制度

－密輸入、国家安全、金融、ネットセキュリティ、公衆衛生、生態保護のリスクに備える制度の整備。

◆5月の貿易統計 輸出は前年同月比▲3.3% 輸入は同▲16.7%

税関総署は7日、5月の貿易統計速報(ドル建て)を発表した。5月の輸出は前年同月比▲3.3%の2,068.1億ドルと、伸びは前月の+3.5%から再びマイナスに転じた。また、輸入は同▲16.7%の1,438.9億ドルと、前月の▲14.2%からマイナス幅がさらに拡大し、貿易収支は629.3億ドルの黒字だった(図表1・2)。

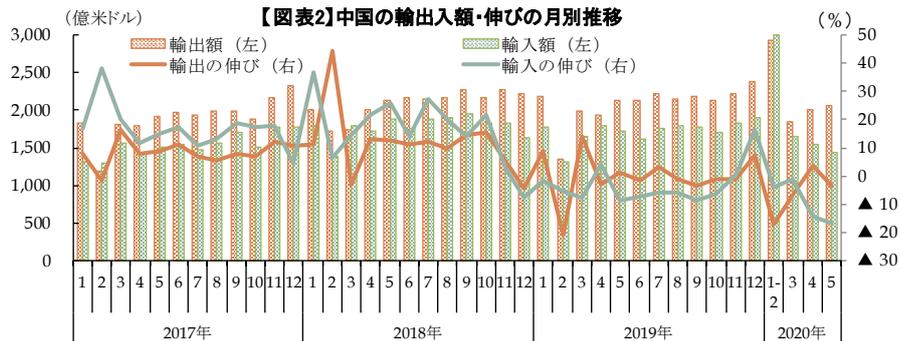
また、1-5月の累計では、輸出が前年同期比▲7.7%の8,849.9億ドル、輸入が同▲8.2%の7,636.3億ドル、貿易収支は1,213.6億ドルの黒字だった(図表2)。

【図表1】2020年5月貿易統計の概要

2020年5月の貿易統計(億米ドル)		
	金額	前年同月比
輸出	2,068.1	▲3.3%
輸入	1,438.9	▲16.7%
貿易収支	629.3	-
2020年1-5月の貿易統計(億米ドル)		
	金額	前年同期比
輸出	8,849.9	▲7.7%
輸入	7,636.3	▲8.2%
貿易収支	1,213.6	-

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【図表2】中国の輸出入額・伸びの月別推移



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

<輸出>

1-5月の累計を商品別で見ると、マスクを含む紡績品が前年同期比+21.3%(1-4月:+2.9%)の579.5億ドル、医療機器が同+28.5%(1-4月:+11.0%)の62.6億ドルと大きく伸びて輸出を支えた。

地域別で見ると、日本は前年同期比▲1.6%(1-4月:▲4.9%)の565.5億ドル、米国は同▲14.3%(1-4月:▲18.2%)の1,376.0億ドル、EUは同▲7.7%(1-4月:▲9.1%)の8,849.9億ドルと、引き続き前年同期を下回ったものの、マイナス幅は縮小した。一方、ASEANは▲0.4%(1-4月:+1.0%)の1,337.7億ドルと、マイナスに転じた。

<輸入>

5月の輸入の落ち込みは、原油の輸入単価が前年同月から6割低下したことが大きく影響したものと見られる。

1-5月の累計を商品別で見ると、原油が前年同期比▲19.6%の792.9億ドルだった一方、農産物は同+9.0%の655.8億ドルとプラスを維持した。

地域別で見ると、日本は前年同期比▲5.0%(1-4月:▲4.8%)の644.2億ドル、米国は同▲7.6%(1-4月:▲5.9%)の460.2億ドル、EUは同▲8.2%(1-4月:▲8.9%)の7,636.3億ドルと伸び幅はマイナスだった一方、ASEANは同+2.6%(1-4月:+4.9%)の1,086.5億ドルとプラスの伸びを維持した。

【図表3】2020年1~5月 国・地域別輸出・輸入額と伸び率

(億米ドル)

国・地域	輸出	前年同期比	輸入	前年同期比	貿易収支	輸出入総額	前年同期比
米国	1,376.0	▲14.3%	460.2	▲7.6%	915.9	1,836.2	▲12.7%
日本	565.5	▲1.6%	644.2	▲5.0%	▲78.7	1,209.7	▲3.4%
韓国	429.5	▲5.6%	650.7	▲8.9%	▲221.3	1,080.2	▲7.6%
香港	926.4	▲12.4%	24.5	▲34.4%	901.9	950.9	▲13.1%
台湾	225.3	7.0%	690.3	5.1%	▲465.0	915.6	5.6%
ドイツ	315.2	▲2.2%	369.6	▲14.8%	▲54.4	684.8	▲9.4%
オーストラリア	185.8	1.6%	465.4	▲2.6%	▲279.7	651.2	▲1.5%
ベトナム	383.8	5.5%	261.4	25.5%	122.4	645.2	12.8%
マレーシア	185.5	▲6.3%	273.4	0.7%	▲87.9	459.0	▲2.2%
ブラジル	117.9	▲9.0%	293.6	▲7.0%	▲175.7	411.6	▲7.6%

(注) 輸出入総額のトップ10国・地域

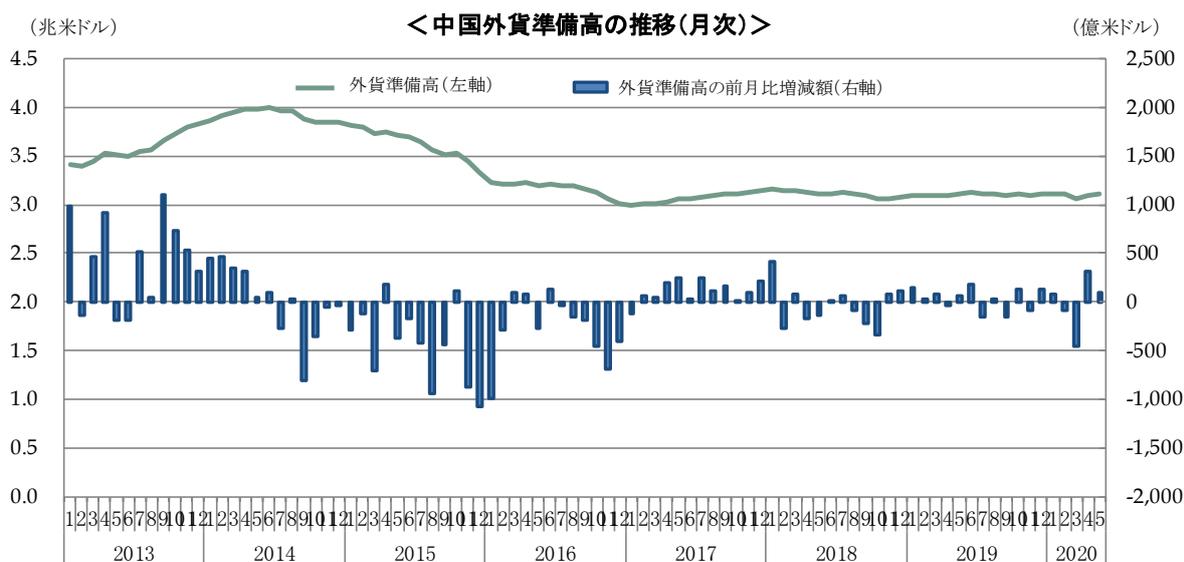
(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆5月の外貨準備高 2ヶ月連続で増加

中国人民銀行の7日の発表によると、5月末の外貨準備高は前月末より102.3億米ドル増加して3兆1,016.9億米ドルと、2ヶ月連続で増加した。

国家外貨管理局は、米ドル指数の下落、主要国の資産価格の上昇等が小幅上昇の要因と指摘。中国は感染症の予防と抑え込み、経済社会発展の取り組みに成果が上がりつつあり、多岐にわたる政策ツールも有していることが、今後も外貨準備高の安定の下支えとなるとの見方を示した。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆緊張と弛緩

・今週(6/1~)のレビュー

今週の人民元(対ドル相場)は強含みとなった(第1図)。5月29日にトランプ大統領が発表した中国に対する制裁措置が穏当な内容にとどまると(詳しくは後述)、リスク回避的な思惑が和らぎ、週明け6月1日からはドル売り・人民元買いが進展。世界的な株高の流れもあり、5日には1ドル=7.082人民元と約3週間ぶりの水準まで上昇した。なお、2日に人民銀行の潘功勝副総裁が、新たに発表した緩和策¹は量的緩和と異なると説明したことも、人民元買いの一因になったと考えられる。

・米国が荒事を避け市場は一安心

トランプ大統領からは香港に認めてきた関税などの優遇措置を撤回する方針が示されたものの、米中通商協議の合意や香港ドルのドル・ペッグ制への言及はなかった。米国が荒事から距離を置く姿勢が確認され、市場の安心感に繋がっている。ただし、大統領選挙を控え、トランプ大統領が対外的な強硬路線に傾く可能性は排除できない。中国も米国からの輸入を一部停止するなど牽制を続けているため、米中関係には引き続き注意を要する。

・経済活動の正常化は他国よりも順調

経済情勢においては、非製造業PMIの改善が続き、景気刺激策を受けた内需の回復が確認された(第2図)。雇用や外需に弱さはあるものの、総じてみれば中国は他国よりも経済活動の正常化に成功していると評価できる。

・目先の人民元には底堅さ

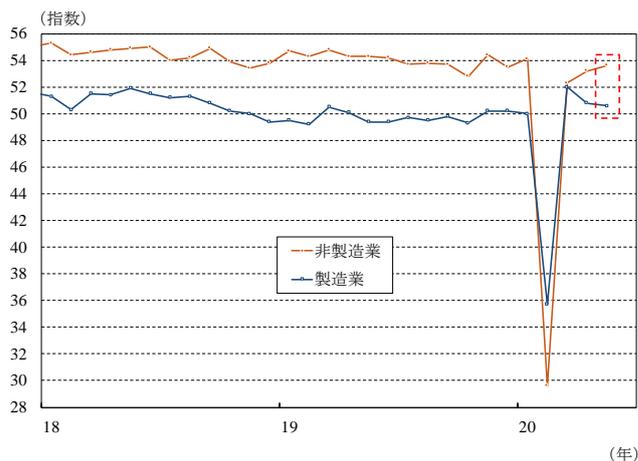
米中対立への警戒はなお必要であるため、長い目でみて人民元は下落余地を残していると予想する。ただし、目先に限れば、米中関係を巡る緊張感の緩和や世界的な経済活動の再開からリスク選好的な地合いとなり、人民元は底堅く推移すると見込む。なお、対円の予想レンジについては、足元の円安を反映させ水準を調整している。

第1図：人民元



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：国家統計局 PMI



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(6月5日作成) グローバルマーケットリサーチ

¹ 6月1日に人民銀行は地方銀行の融資を支援する目的で、中小企業向け融資の買い取りを始めると発表。規模は4,000億元で、対象は2020年3月1日から12月31日までに実行される期間6ヵ月以上の無担保融資。

MUFG BK CHINA WEEKLY (June 10th 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2020.06.01	7.1180	7.1100~ 7.1399	7.1340	-0.0115	6.6420	-0.0255	0.9206	-0.0011	7.9400	0.0077	1.2438	3,055.94	66.0840
2020.06.02	7.1140	7.0999~ 7.1238	7.1105	-0.0235	6.5984	-0.0436	0.9180	-0.0026	7.9333	-0.0067	1.5000	3,062.17	6.2210
2020.06.03	7.0908	7.0899~ 7.1140	7.1099	-0.0006	6.5374	-0.0610	0.9173	-0.0007	7.9705	0.0372	1.9700	3,064.31	2.1400
2020.06.04	7.1180	7.1170~ 7.1315	7.1223	0.0124	6.5252	-0.0122	0.9189	0.0016	7.9737	0.0032	1.7500	3,059.97	-4.3380
2020.06.05	7.1053	7.0801~ 7.1154	7.0866	-0.0357	6.4827	-0.0425	0.9146	-0.0043	8.0422	0.0685	1.6457	3,072.03	12.0590

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

2019 年度 中国個人所得税 確定申告の手引

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)

2020 年 3 月に国家税務総局から「2019 年度の個人所得税に関する総合所得年度確定申告の手引」が公布されました。個人所得税の確定申告を行う上での内容解説に留まらず、Q&A 形式で納税者の疑問に答える形を取っています。当該手引の主要な部分、特に駐在員に関係する部分に限定して解説します。

年度確定申告とは？

一納税年度において取得した給与、董事報酬などの役務報酬、講演/原稿料、ロイヤルティー報酬などの 4 項目(以下、「総合所得」)を合算し、通年での最終的な個人所得税の計算を指します。

2019 年度の年度確定申告の計算式:

還付税額或いは追加納付税額 = [(総合所得 - 6 万元 - “社会保険料”等の特別控除 - 子女教育費等の追加特別控除 - 法に基づくその他控除 - 公益慈善事業寄付金) × 適用税率 - 速算控除] - 既納付額

年度確定申告の「年度」とは？

年度確定申告の「年度」とは納税年度を示し、暦年の 1 月 1 日から 12 月 31 日を指します。

2019 年度の確定申告を行う必要のある個人とは？

2019 年度において非居住者(中国滞在期間が 183 日未満)であり、且つ源泉徴収義務者(会社)が税法に基づき納税している場合は確定申告を行う必要はありません。年度の後半に赴任した個人なども該当します。実務的には、各地の税務局で取り扱いが異なることがあり、免除に該当する個人でも一応、所轄税務局に確認することをお勧めします。上海地区でも、申告不要と回答する区と必要とする区があり、回答はまちまちです。

居住者とは？

個人所得税法上の居住者とは中国国内において住所を有する者、あるいは一納税年度において中国国内に 183 日以上滞在した者とです。2019 年度において中国国内に 183 日未満の滞在である外国人は居住者になりません。当該手引きに従えば、日本の非居住者となって中国に正式に赴任してきた駐在員であっても、

2019年度においては非居住者扱いということになります。2019年度の後半は日本でも中国でも非居住者という状態になるわけです。ここは中国の居住者としてもよさそうなものですが、判断の余地を残さずに機械的に処理することを優先させる実務のようです。

特別控除とは？

居住者に対する特別控除には、国家の規定により納付する基本養老保険、基本医療保険、失業保険等の社会保険、住宅積立金があります。一部地域の駐在員に見られる、中国の養老保険等に加入している(させられている?)場合の個人負担部分が該当します。

特別追加控除とは？

子女教育、継続教育、従業医療費、住宅借入利息、住宅賃借料、老人扶養等の支出があります。

総合所得の年度所得に年に一度の「賞与」を含める必要があるか？

年に一度の賞与を単独で計算し、個人所得税を納税している場合、総合所得の年度所得に含める必要はありません。総合所得を申告する際に、賞与は差し引いて申告します。

年度確定申告手続はいつ行うか？

総合所得を取得した次年度の3月1日から6月30日に確定申告手続を行います。2019年度の確定申告の申告期間は2020年3月1日から6月30日です。

確定申告の手続はどのように行うか？

個人で行う場合、各地税務局が公開しているスマホアプリをダウンロード、登録により確定申告が可能となっています。

雇用主(現地法人)が代理で確定申告を行うことも可能です。その場合は(形式上)2020年4月30日までに書面で依頼する必要があります。給与以外の収入がある場合、雇用主に収入情報を提供する必要があります。

納税年度に中国の居住者であったものの、年度確定申告をせずに帰国(本帰国、一時帰国を含む)した外国人はどうするか？

やはり確定申告は必要であり、申告期間内においてスマホアプリか代理申告のいずれかで確定申告を行きましょう。

コロナで一時帰国されている方も、6月末までの確定申告を忘れずに完了させてください。